

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

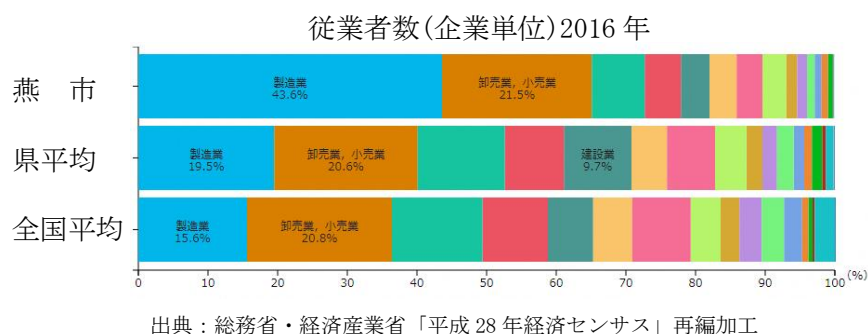
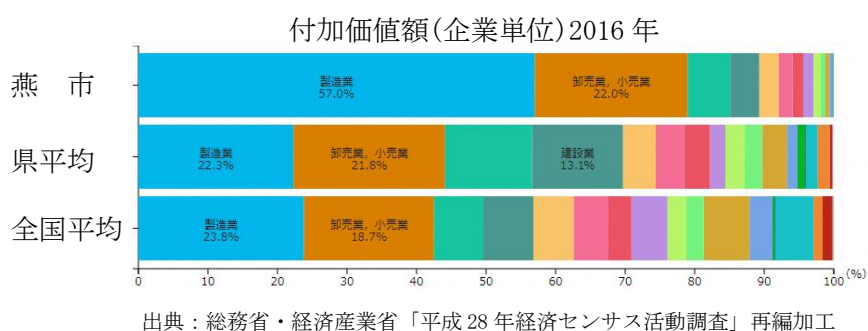
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

燕市は、信濃川水系である大河津分水路をはじめ、中ノロ川、西川等の豊かな水に恵まれるとともに、豊かな自然をたたえる国上山等、美しい自然景観に囲まれている。市内を流れる日本一の大河・信濃川は、広大な越後平野に豊かな実りをもたらす反面、度重なる洪水によって多くの尊い人命、家屋、田畑を流し去り、流域に壊滅的な被害を与えてきた。

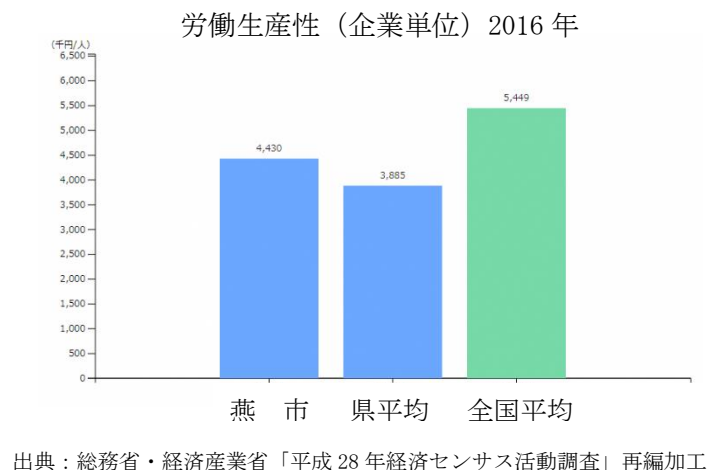
本市産業の歴史は、江戸時代初期、度重なる洪水によって困窮した農民を救済するための副業として始められた和釘づくりに起因し、その後、鑪（やすり）や煙管（きせる）、矢立（やたて）、鋤起銅器（ついきどうき）等の製造に拡大していき、明治末期からは金属洋食器、そして戦後からは、金属ハウスウェアの製造が活発化してきた。

現在では、消費者のライフスタイルの変化に伴い、生活に欠かせない魅力ある製品やデザイン性の高い製品の生産、流通、販売等の事業活動が行われている。

産業別の「付加価値額」「従業者数」をみると、いずれも製造業の占める割合が最も高く、次いで卸売業・小売業の順に高い。



一方、本市産業の従業員 1 人あたりの労働生産性をみると、県平均を上回ってはいるものの、全国平均を下回っているため、労働生産性が十分に高いとは言えない状況である。



今後、本市産業が持続的に成長・発展していくためには、商工会議所や商工会、金融機関等（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）と連携を図りながら、中小企業者の生産性向上に向けた、生産、流通、販売等への高付加価値化を目指した取り組みを後押ししていくことが重要である。

（２）目標

中小企業者が生産性向上を図るため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新し、業務の自動化や省力化により付加価値を高める取り組みを支援していく。

このため、中小企業者が作成する「先端設備等導入計画」を年間 65 件の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

「先端設備等導入計画」が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の生産性向上のため、質の高い先端設備導入による生産ラインやオペレーション改善により、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備とし、本計画において対象とする設備は、「中小企業等経営強化法施行規則第

7条第1項」に定める先端設備等全てとする。

指定設備	
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の産業振興を図る観点から、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。
ただし、本区域は自然公園法に規定する佐渡弥彦米山国定公園の一部区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を含むことから、当該区域は本計画区域から除くものとする。



※黒線太枠内が新潟県燕市の行政区域

※赤線枠内が除外する区域

（２）対象業種・事業

市内で事業を営む中小企業者の生産性向上を図る観点から、本計画の対象業種は全業種とする。

また、対象事業は、以下の要件をすべて満たす事業とする。

- ・中小企業等の経営強化に関する基本方針及び導入促進基本計画に適合すること。
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- ・労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税を滞納している者を除く。